

[事案 21-62] 障害給付金等請求

- ・平成 21 年 9 月 25 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 12 月 21 日 裁定終了

< 事案の概要 >

転落事故により、障害給付金、災害入院・手術給付金の支払いおよび保険料払込免除の適用を請求したところ、免責事由（故意または重大な過失）に該当するため対象外となったことを不服として申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年 6 月、風に飛ばされた重要書類を拾おうとして立体駐車場 4 階から転落し、右脛骨高原骨折、両足部開放骨折等の傷害を負い、6 月初旬から 60 日以上入院し、左下腿切断術等 7 回の手術を受け、左下腿欠損等の後遺症が残る障害状態となった。

そこで終身保険（傷害特約付）、医療保険にもとづき、障害給付金、災害入院・手術給付金の支払いと保険料払込免除の適用を請求したところ、保険会社は約款規定の免責事由（故意または重大な過失）に該当するという理由で、各給付金の支払いおよび保険料払込免除の適用がなされない。

今回の事故は、下記の理由により、偶然に発生した事故であり、保険会社の判断は納得できないので、各給付金を支払うとともに保険料払込免除規定を適用し受傷日以降に払い込んだ保険料を返してほしい。

- （1）転落事故に関する一連の行動については予め認識し得ない偶発的な外来の事故のため、不慮の転落事故に該当するものである。
- （2）一番外側の防護ネットは建物の端から端まで取り付けられているものと認識していたので、内側の防護柵に掴まり身体を入れ替えても危険だという意識はなく、著しく注意を欠いたことにはならないものであり、「故意または重大な過失」には該当しない。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、本件転落事故は約款に規定する免責事由「故意または重大な過失」によるものであることから、給付金の支払いを適用することはできない。

- （1）事故現場の状況については、車止めのコンクリートブロックの 1m 後ろに、高さ 120 cm のフェンスが駐車場外側一面に渡って設置されており、フェンスの端部には落下防止のため、高さ 135 cm 幅 75 cm の鉄製網が天井まで取り付けられている。加えて、120 cm フェンスの後ろには、高さ 70 cm の鉄骨製の防護柵が設置され、更にその外側には、幅 95 cm のネットが天井まで取り付けられている。
- （2）上記の状況から、誤っての落下ないし乗り越えることは考えられず、仮に何らかの理由で乗り越えてしまった場合でも、駐車場端部分にネットが取り付けられていないことは当然に認識できたはずである。
- （3）転落箇所まで辿り着くには、内側の 120 cm のフェンスを乗り越え、外側防護柵を数歩伝わらなければならない構造になっていることから、申立人の行為は、相当な注意をなすまでもなく容易に今般の結果を予見した上での行為である。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書類等にもとづき、本件事故が被保険者である申立人の「故意または重大な過失」により発生したものであるか否かについて審理した。その結果、下記の状況を鑑みると、少なくとも申立人の「重大な過失」に

より発生したものと言うほかはないと判断し、申立てを認めることが出来ないことから、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書に理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

(1) 申立人が転落した立体駐車場は、外側一面にわたり高さ 120 センチのフェンスが設置されており、フェンスの端部には高さ 135 センチ・幅 75 センチの鉄製網が天井まで取り付けられている。さらに、フェンスから 45 センチ外側には、高さ 70 センチの鉄骨製の防護柵が設置され、さらにその外側には幅 95 センチの防護ネットが天井まで取り付けられている。

(2) 立体駐車場の端部分には上記防護ネットが取り付けられていない幅 1 メートル程の空間があり、申立人は、風に飛ばされた重要書類を拾おうとして、上記鉄製網につかまり、上記フェンスを乗り越えて何歩か移動したところ、足を滑らせて防護ネットが取り付けられていない上記空間から転落したと主張するが、上記のような転落現場の状況から見ると、本件事故は少なくとも被保険者（申立人）の「重大な過失」（通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如）により発生したものと言うほかはない。

(3) 申立不受理の概要

平成 21 年度第 3 四半期において、生命保険相談所規程にもとづき「不受理」となった 3 事案の概要、不受理の理由は下記のとおりである。